

大東市地域包括支援センター運営業務委託法人選定に係る公募型プロポーザル
に関する質問への回答について

1. 業務内容に関する質問(要領Ⅱ)

質問(1)： 委託事業において地域支援事業の別記1と別記2がありますが、両方の事業を実施できる体制を整えることが必要なのか、または、別記1だけで良いのか教えて下さい。地域包括の運営方針を確認すると、別記2の内容が運営方針に記載されており、実施しないといけない業務と考えるが、よろしいですか。

【回答】

本公募に該当する事業は要領Ⅶ 別記1に記載している内容となっており、審査対象となる体制の確保等についても別記1の内容となります。

地域支援事業 実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長）において、別記1の事業の実施に際して、別記2の事業の活用や一体的な実施等について記載されている事業もあり、密接に関わる事業であることから委託が可能な事業として参考に掲載しています。

運営方針に関しましては、別記1の事業を委託する場合において運営方針を示すこととされており、策定にあたっては別記1の事業に限られておらず、運営協議会の意見を伺い大東市の実情に応じて内容を定めることとなります。

令和7年度以降の体制を見越して方針を示すことは困難であるため、本公募の実施要領の資料といたしましては、現状の大東市地域包括支援センターに関する運営方針を添付しております。本公募に係る内容につきましては、運営方針に記載のある別記1の事業に関する内容をご確認ください。

質問(2)：③運営方針のⅢ運営上の基本的視点における1、公平・中立性の確保について、※同法人サービス利用率は25%以下とするとありますが、具体的なサービスを教えてください。また福祉用具の貸与サービスは含まれるのでしょうか？含まれないとすれば、その理由を教えてください。

【回答】

同法人サービス利用率の対象となるサービスは、総合事業の訪問介護サービスと通所介護サービスであり、福祉用具貸与サービスは含まれていません。含まれていない理由としては、本市に登録のある福祉用具貸与を提供している法人のうち、介護予防支援を行う事業所を有している法人は現時点で1法人のみであり、同法人サービス利用率25%以下とする制限を設けると特定の法人にのみ制限をかけることとなり、公平・中立性の確保という目的に沿わないためです。

2. 人員体制に関する質問(要領Ⅱ)

質問(1) :管理者・副管理者の資格要件はありますか。

【回答】

管理者・副管理者に資格要件はありません。

ただし、管理者・副管理者は多岐にわたる地域包括支援センター運営業務及び各専門職を管理していく立場であることから、地域福祉、各種福祉制度等に関する一定以上の知識や経験を有し、適切な指導・助言等を行うことができる能力及びマネジメント能力を有している人材が求められます。

質問(2) : 3職種それぞれの必要人数を教えてください。

【回答】

要領Ⅱの3(1)に掲載しているとおり、介護保険法施行規則第四百十条の六十六(以下、「法規則」という。)に定められた基準を満たした人員配置が必要となります。

法規則には、原則として区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000以上6,000人未満ごとに①保健師その他これに準ずる者②社会福祉士その他これに準ずる者③主任介護支援専門員(※)その他これに準ずる者を常勤(必要があると認められる場合は常勤換算法も可)で各一人ずつの配置が必要とされています。

上記の法規則の基準を本市の第一号被保険者数に適用した場合、上記①～③の専門職は各5人以上の配置が必要です。

※介護支援専門員であって、第四百十条の六十八第一項第一号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下、「修了日」という。)から起算して五年を経過した者)にあつては、修了日から起算して五年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。

質問(3) : 準ずる資格要件に関して次の資格要件で大丈夫でしょうか。

看護師・准看護師、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、鍼灸師また、リハビリ専門職通所介護事業所等で機能訓練指導員として従事したものは含まれますでしょうか。上記内容以外にも該当する資格要件があれば教えてください。

【回答】

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員に準ずる者については、本公募に関する要領Ⅱの3(1)、仕様書8の(1)～(5)に下記の厚労省通知「地域包括支援センターの設置運営について」(以下、「通知」という。)を基とした内容を記載しています。

参考といたしまして、通知の人員に関する項目を下記のとおり抜粋し、添付しておきますので確認してください。

ご質問にある看護師、介護支援専門員は下記の通知にある要件を満たしている者であれば準ずる者に該当しますが、他の「准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、鍼灸師また、リハビリ専門職通所介護事業所等で機能訓練指導員として従事したもの」について準ずる者には該当いたしません。

【参考】「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年 10 月 18 日老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）

6 職員の配置等

(1) センターの人員

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第 140 条の 66 第 1 号イ）。しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとされている。

- ① 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
- ② 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が 5 年以上又は介護支援専門員の業務経験が 3 年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に 3 年以上従事した経験を有する者
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省 老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

なお、保健師に準ずる者については、平成 31 年度より、上記①かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。また、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

3. 企画提案書等の提出について(要領Ⅳ及びⅥ)

質問(1) : センター設置予定場所に関し、賃貸契約を交わしておかなければならないのでしょうか。

【回答】

企画提案書等の提出時において、必ずしも「賃貸契約」の締結を求めるものではありません。本業務を令和7年4月1日から円滑に開始できるよう地域包括支援センターの設置を見込める場所について応募書類の様式第4号に記載をお願いします

質問(2) : 見積書(任意様式)に関して、具体的にどのような内容が必要でしょうか。

【回答】

人件費や家賃、光熱水費、消耗品費、通信運搬費等の記載をお願いします。その他、本業務の運営にあたり、必要と考えられる費目の記載をお願いします。

4. 審査・選定基準等(要領Ⅴ)

質問(1) 当日のプレゼンは、応募書類のみで実施ですか？例えばパワーポイント等は使えますか？

【回答】

要領Ⅴの1(2)②に記載しているとおり、審査は応募書類の内容に沿ってプレゼンテーションを行っていただき、質疑応答を行います。応募書類以外の説明資料の追加は受け付けておらず、パワーポイントも同様に使用できません。

ただし、応募書類のデータを会場のモニターに映し、プレゼンテーションを行うことは可能です。モニター利用を希望される事業者につきましては、事務局に令和6年11月21日17時までに応募書類のデータをメールにて送付をお願いします。その際には、持参にて提出されたファイル綴じの応募書類の内容とメールにて送付する応募書類のデータ内容が異なることがないようにご注意ください。

質問(2) 審査基準について、配点の割合等は公開してもらえるのですか？

【回答】

公開しません。

質問(3) 今回の公募してきた法人数を教えて下さい。

【回答】

公開しません。